

沖縄県立精和病院移転・統合基本計画一部見直し及び中部病院整備基本計画策定支援業務委託 企画提案公募要項

第1 委託業務名

沖縄県立精和病院移転・統合基本計画一部見直し及び中部病院整備基本計画策定支援業務委託
(以下「本業務」という。)

第2 企画提案公募の趣旨

沖縄県病院事業局では、令和4年3月に策定した「県立病院ビジョン」において、沖縄県立精和病院（以下「精和病院」という。）の移転・統合や沖縄県立中部病院（以下「中部病院」という。）の建て替えに向けた取組を推進することとしている。

その一方、沖縄県病院事業局は、令和5年度及び令和6年度決算において、過去最大の赤字を計上するなど厳しい経営状況であることから、収支改善に向けて経営再建に取り組んでいるところであり、これを踏まえながら、病院整備を進める必要がある。

精和病院については、施設の老朽化や現在の医療ニーズにそぐわない病棟配置等が課題となっているため、精和病院移転・統合検討委員会を設置して検討を行ったところ、近隣の沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（以下「南部医療センター」という。）の敷地に移転・統合することとなり、令和6年5月に「沖縄県立精和病院移転・統合基本計画」を策定した。その後、基本設計に向けて関係機関と事前協議を行ったところ、同計画に定めた建設位置の再検討が必要となったほか、病院整備に伴う後年度負担の軽減を図る観点から、南部医療センターの既存病棟の活用を含めて検討を行うとともに、これに伴う医療機能の見直しを新たに行う必要がある。

中部病院については、施設の老朽化や狭隘化が課題となっており、特に南病棟の耐震化は喫緊の課題であり、県立中部病院将来構想検討委員会を設置して検討を行い、令和6年9月に現地建て替えの方針を示した「県立中部病院将来構想」を策定し、その内容を踏まえ、基本計画に取り組むこととしている。建て替えにあたっては、後年度負担の軽減を図る観点から、病院事業債（特別分）や地域医療介護総合確保基金等の活用を検討するとともに、その要件を満たすよう複数病院間における医療機能の再編等の検討を行う必要がある。

この間、国においては、2040年とその先の医療提供体制を見据えて、新たな地域医療構想の検討を進めており、病院整備を行うにあたっては国の医療施策を見据えながら取り組む必要がある。

このことから、本委託業務においては、持続可能な医療提供体制の構築を図りながら、病院整備を推進するため、中部病院、南部医療センター及び精和病院における医療機能の再編等の検討を行うとともに、精和病院移転・統合基本計画の一部見直し及び中部病院整備基本計画の策定に必要な諸条件等を整理することを目的とする。

第3 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日までとする。

第4 提案上限額

提案上限額は、164,005 千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該金額は、企画提案のために設定する金額であり実際の契約金額とは異なる。

第5 委託業務内容

別紙「沖縄県立精和病院移転・統合基本計画一部見直し及び中部病院整備基本計画策定支援業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

第6 応募資格

次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアム若しくはジョイントベンチャーとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- 2 仕様書に基づく業務内容を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有すること。
- 3 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有していること。
- 4 本要項及び仕様書に記載された趣旨を全て了解する者であること。
- 5 仕様書第4の2の(1)②施設整備計画の業務にあたっては、以下（1）から（3）に示す資格を有する技術者を配置すること。ただし、施設整備計画の業務を仕様書第8に基づき再委託する場合は、再委託先に資格を有する技術者を配置すること。
 - （1）一級建築士
 - （2）建築設備士または、設備設計一級建築士
 - （3）技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- 6 業務の受託実績については、以下（1）から（3）をすべて有すること。
 - （1）国、地方公共団体、国立大学法人又は地方独立行政法人が発注した病院の現地建て替えに係る基本計画策定支援業務
 - （2）国、地方公共団体、国立大学法人又は地方独立行政法人が発注した病院の移転統合に係る基本計画策定支援業務
 - （3）国又は都道府県が発注した地域医療構想の実現に向けた地域医療提供体制の構築に係る検討支援業務
- 7 沖縄県内に事業所を有する法人であること。又は、県内に事業所を有する法人が1社以上参加しているコンソーシアム又はジョイントベンチャー（以下「コンソーシアム等」という。）でも応募可能とし、この場合の要件を次のとおりとする。
 - （1）コンソーシアム等を代表する法人が応募すること。
 - （2）コンソーシアム等のすべての構成員が、「第6 応募資格」1から6、9から13までの要

件を満たすこと。ただし、5（仕様書第4の2の(1)②施設整備計画の業務を仕様書第8に基づき再委託する場合を除く。）及び6の要件は、コンソーシアム等の構成員の共同により満たす場合も可とする。

（3）コンソーシアム等の構成員全員で協定を締結すること。

（4）コンソーシアム等の構成員が、他のコンソーシアム又はジョイントベンチャーの構成員として重複応募する者でないこと。

（5）コンソーシアム等の構成員が、単体企業として重複応募する者でないこと。

8 1 応募者（コンソーシアム等で事業を実施する場合は1コンソーシアム等）につき、提案は1件であること。

9 法人税、法人事業税、法人県民税及び法人市町村民税を滞納していないこと。

10 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。

11 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。ただし、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式9】を提出すること。

12 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

13 労働関係法令を遵守していること。

14 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに沖縄県内で迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアム等の場合は、代表する法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。

第7 スケジュール

1 企画提案公募開始	令和7年 8月 26日（火）
2 資料閲覧申請締切	令和7年 9月 1日（月）17時00分
3 質問締切	令和7年 9月 1日（月）17時00分
4 質問への回答	令和7年 9月 3日（水）まで
5 応募書類提出締切	令和7年 9月 9日（火）17時00分（提出期限厳守）
6 第一次（書面）審査結果通知	令和7年 9月 11日（木）〈予定〉
7 第二次（プレゼンテーション）審査	令和7年 9月 17日（水）〈予定〉
8 第二次審査結果通知	令和7年 9月 18日（木）〈予定〉
9 委託契約	令和7年 9月 26日（金）〈予定〉

第8 応募書類

1 提出書類

（1）企画提案応募に際しては、以下の応募書類一覧表に掲げる書類を作成し、**合計 11 部：正本 1 部（片面印刷）、副本（複写）10 部長辺と同じ両面印刷**を提出すること。

（2）応募書類は、表紙・目次を作成し、市販のA4判2穴ファイルに編綴すること。

（3）応募書類は、書類毎に仕切りを入れ、インデックスを貼ること。

（4）コンソーシアム等の場合、応募書類一覧表の添付書類⑥から⑮については構成員毎に作成すること。

（5）応募書類一覧表の添付書類⑯から⑳については、コンソーシアム等に関し作成すること。

<応募書類一覧表>

	書類名	様式等
企画提案書類	① 応募申請書	様式 1
	② 企画提案書	任意（ページ数自由）
	③ 経費見積書	様式 2 別紙「経費区分」参照
	④ 業務実施スケジュール	任意
	⑤ 業務遂行体制図	様式 3
添付書類	⑥ 会社概要表	様式 4
	⑦ 応募者の概要が分かるもの	会社案内等
	⑧ 直近 3 事業年度の決算報告書	任意
	⑨ 定款又は寄附行為	任意
	⑩ 資格者証の写し	一級建築士、建築設備士又は設備設計一級建築士、技術士（建設部門：都市及び地方計画）
	⑪ 受託実績書	様式 5-1、5-2、5-3
	⑫ 直近 3 年間の納税証明書	公的機関の発行する証明書
	⑬ 印鑑証明書	公的機関の発行する証明書
	⑭ 労働保険、健康保険及び厚生年金加入証明書等	公的機関の発行する通知書等。ただし、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式 9】を提出。
	⑮ 誓約書	様式 6
	⑯ コンソーシアム又はジョイントベンチャー構成書	様式 7
	⑰ 委任状	様式 8
	⑱ コンソーシアム又はジョイントベンチャー協定書	任意

2 企画提案書類

（１）企画提案書類の仕様

企画提案書類の様式はＡ４判縦置き・横書きを基本とし、必要に応じてＡ４判横置き・横書きを可とする。ただし、グラフや表等は必要に応じてＡ３判にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。なお、記載に当たっては、理解を容易にするために、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。

（２）企画提案書等の内容

企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本的な方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約できることのみ表明すること。なお、委託先候補者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

（３）経費見積

- ① 本業務の対象とする経費は、業務の遂行に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には別紙「経費区分表」のとおりである。
- ② 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、本業務を実施するに当たっての一切の費用を積算すること。
- ③ 直接経費として計上できない経費
 - ア 建物等施設に関する経費
 - イ 業務内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
 - ウ 業務実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - エ その他業務に関係のない経費
- ④ 経費積算に当たっての特記事項
 - ア 人件費とは、業務に直接従事した者の直接作業時間に対する給与等であり、基本給、通勤手当等の諸手当（社内規定等において、支給が義務づけられているものに限る。）、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等含む。）に係る事業主負担分から算定された費用であること。
 - イ 所定時間外労働の賃金等（いわゆる「残業代」）については、平日に所定時間外労働が必要不可欠な場合及び休日出勤が必要である場合で、受託者が手当を支給している場合のみ対象経費とする。
 - ウ 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記して提出する。「第4 提案上限額」に示した限度額を超える見積もりは無効とする。

3 添付書類

- (1) ⑧直近3事業年度の決算報告書については、貸借対照表、損益計算書等又はこれに類する書類を添付すること。
- (2) ⑪受託実績書【様式5-1、5-2、5-3】については、契約書の写し等、事実確認ができる書類を添付すること。本業務により類似する実績を優先的に記載すること。
- (3) ⑫直近3年間の納税証明書については、直近3年間の法人税、法人事業税、法人県民税及び法人市町村民税を滞納していないことを確認できる書類を添付すること。

第9 応募書類の提出

- 1 提出期限 令和7年9月9日（火）17時00分（提出期限厳守）
- 2 提出先 令和7年8月末に事務所移転予定のため、提出先に注意すること。
 - ① 令和7年8月29日（金）までの提出先
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁4階
 沖縄県病院事業局 総務企画課
 医療企画班 担当：宮國、西門、桃原
 - ② 令和7年9月1日（月）以降の提出先
〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番37号 沖縄県南部合同庁舎9階
 沖縄県病院事業局 総務企画課
 医療企画班 担当：宮國、西門、桃原
- 3 提出方法 持参もしくは郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、〆切期日必着とする。

第 10 企画提案公募に関する質問の受付及び回答

- 1 受付期間 公募掲載日から令和 7 年 9 月 1 日（月）17 時 00 分
- 2 質問方法 質問書【様式 10】をメールで提出すること。
- 3 送付先 病院事業局代表 E-Mail
aa035505@pref.okinawa.lg.jp
- 4 回答方法 令和 7 年 9 月 3 日（水）までに、病院事業局ホームページに回答を掲載する。ただし、簡易な質問等については、電話等により回答することがある。

第 11 資料閲覧

- 1 閲覧可能な報告書等
 - (1) 沖縄県立精和病院移転・統合基本計画一部見直し支援業務
 - ① 作業部会資料
 - ② 各種計画資料
(運営計画、委託物流管理計画、医療機器等整備計画、医療情報システム整備計画等)
 - ③ ヘリポート設置調査の結果（飛行ルート調査、騒音・風害予測調査等）
 - ④ 基本設計基礎調査資料（新棟配置及び本館病棟改修検討資料）
 - ⑤ その他関連する資料
※沖縄県立精和病院移転・統合基本構想（令和 5 年 7 月策定）、同基本計画（令和 6 年 5 月策定）、検討委員会の設置要綱、委員名簿、議事概要等は、沖縄県病院事業局ホームページ（<https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/about/1719216116/1719363441/>）に掲載。
 - (2) 沖縄県立中部病院整備基本計画策定支援業務
 - ① 県立中部病院将来構想検討委員会及び同部会の資料
 - ② 県立中部病院職員説明会の資料
 - ア 本年 2 月開催分（将来構想の概要、ヘリポート設置調査の結果等）
 - イ 本年 5 月開催分（現地建て替え工事に伴う影響調査の結果等）
 - ③ その他関連する資料
※県立中部病院将来構想（令和 6 年 9 月策定）、検討委員会及び同部会の設置要綱、委員名簿、議事概要等は、沖縄県病院事業局ホームページ（<https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/about/1719216116/1719364592/>）に掲載。
- 2 閲覧申請方法
 - (1) 受付期間 公募掲載日から令和 7 年 9 月 1 日（月）17 時 00 分
 - (2) 申請方法 資料閲覧申請書【様式 11】をメールで提出すること。
 - (3) 送付先 病院事業局代表 E-Mail
aa035505@pref.okinawa.lg.jp
 - (4) 回答方法 閲覧の可否及び閲覧日時等について、申請を受け付けた日から 3 営業日以内に電子メール又は電話等にて連絡する。
 - (5) 閲覧方法 病院事業局総務企画課内にて紙面での閲覧とし、閲覧者は 3 名以内（コンソーシ

アム等の構成員又はコンソーシアム等を予定している者と共同で閲覧する場合を含む。)とする。

(6) 閲覧期間 令和7年9月3日(水)から8日(月)までの13時00分から17時00分までとする。ただし、土日を除くものとする。

(7) 留意事項 閲覧資料の複写や、カメラ(デジタルカメラやカメラ付携帯電話含む。)等による撮影は禁止する。

第12 委託先候補者の選定と契約

1 第一次審査(書類審査)

(1) 病院事業局において、「第6 応募資格」を満たしているかを含め書類審査を行い、上位数者を選定する。

(2) 審査の結果は、メールで送信した後、追って書面にて通知する予定であり、選定された事業者に対しては、第二次(プレゼンテーション)審査の場所と時間を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

2 第二次審査(プレゼンテーション審査)

(1) 病院事業局に設置する企画提案審査委員会において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつけ、第一位委託先候補者を選定する。

(2) 審査概要

日時: 令和7年9月17日(水)〈予定〉

場所: 沖縄県南部合同庁舎内会議室

※ 提出した資料に基づき説明し、審査会場への入場は、3名以内とする。

(3) 審査基準

- ① 適合性 : 委託業務の趣旨、目的に沿った提案であること。
- ② 実効性 : 確実に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること。
- ③ 具体性 : 提案内容が、具体的かつ効果的であること。
- ④ 経済性 : 委託業務を遂行するに当たり、妥当な積算となっていること。
- ⑤ 総合評価: 上記個別の審査項目を踏まえた総合評価。

(4) 結果の通知

審査結果については、病院事業局からメールで送信した後、追って書面にて通知する。

(5) 委託契約

本業務に係る委託契約は、原則として第一位委託先候補者と締結するが、採択条件として提案書における業務実施スケジュールや業務遂行体制、積算等の見直しを求め協議を行うことがある。委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議のうえ契約できるものとする。なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとし、再公募することがある。

第13 その他(留意事項等)

1 企画提案書等の作成に要する経費、審査委員会に参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。

- 2 提出された企画提案書等については返却しない。
- 3 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は軽微な変更を除き、原則として認めない。
- 4 委託先候補者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- 5 企画内容については、受託事業者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託事業者の企画書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、病院事業局との協議により実施内容を決定することになる。
- 6 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県病院事業局財務規程第 133 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。
- 7 本委託業務は再委託が制限されている。仕様書を確認すること。
- 8 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。
- 9 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - (1) 提出期限を過ぎて、応募書類が提出された場合
 - (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - (3) 本要項に違反すると認められる場合
 - (4) 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - (6) 他の応募者と提案の内容又はその意志について相談を行った場合
 - (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
- 10 書類作成に当たり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。外貨を日本円に換算する場合は、原則として、日本銀行の公表する報告省令レートを用いるものとする。

第 14 問い合わせ先

令和 7 年 8 月末に事務所移転予定のため、問い合わせ先に注意すること。

①令和 7 年 8 月 29 日（金）までの問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 4 階

沖縄県病院事業局 総務企画課 医療企画班 担当：宮國、西門、桃原

電話：098-866-2832

E-mail：aa035505@pref.okinawa.lg.jp

②令和 7 年 9 月 1 日（月）以降の問い合わせ先

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116 番 37 号 沖縄県南部合同庁舎 9 階

沖縄県病院事業局 総務企画課 医療企画班 担当：宮國、西門、桃原

電話：098-866-2832

E-mail：aa035505@pref.okinawa.lg.jp